

2018 年度版

2018 年 4 月 1 日～

保険期間（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）

NPO 法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ

NALC:ナルク専用

ボランティア保険

保険の内容 このボランティア保険はナルク（本部）に登録されている会員が
①ナルク主体の活動時に会員自身の死亡やケガ、入院、通院などをした場合を補償する「**傷害保険**」

②活動の対象者（ボランティア先）等他人の身体や財物に損害を与え、賠償責任を負った場合の「**賠償責任保険**」

の2つの補償がセットになった保険です。

天災（地震・噴火・洪水・津波等）及び食中毒の特約付きです

補償の対象者

①ナルク事務局（本部）に登録されている全ての会員（ジュニア会員を含む）。

②ただし、対象は活動者のみであり、ナルクが提供するサービスを利用中または利用の
みを目的とする会員は除きます。

補償の内容

傷害保険については入・通院日数に対して定額が、賠償保険については以下のような
費用が支払いの対象になります。

①死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金。

②治療費、入院・通院費、慰謝料、葬儀代、死亡による逸失利益、物の修理代等の損害賠償金。

③保険会社の承認を得た裁判、調停、仲裁などの訴訟費用。

④事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助費など）。

⑤対人事故が発生した場合において、習慣として支払った弔慰金、見舞金。

その他

会員については、「ボランティア活動・行事保険」も含まれています。

『行事』とは、ナルク主体の野球大会・お祭り等レクリエーション活動ですが、
会員以外の参加者は補償がないので、各地の社協扱いの「行事保険」に拠点単位にて加入を要す。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険（株）

手続きと連絡事項

1. 補償期間は2018年4月1日～2019年3月31日
2. 保険料について
 - ①保険料はナルク事務局（本部）より一括にて保険会社に支払います。
 - ②活動拠点の保険料負担額（2018年度）は、
【拠点の会員数】×130円（拠点の会員数は2月28日現在）
 - ③拠点の保険料負担額は[拠点還付金]より徴収させていただきます。
 - ④設立1年未満(3月31日現在)の拠点についてはナルク事務局(本部)にて負担します
3. 新入会員については「入会申込書」のナルク事務局(本部)への送付を急いでいただくようお願いしてください。「郵便局の自動払込利用申込書」は正確にご記入ください。「入会申込書」が到着後、機械入力を致しますが会員登録までには日数を要します。急いで会員登録を希望される場合はFAXにて「入会申込書」を本部に送付の上、その旨を記入して、念のため、電話にて連絡してください。
4. 事故発生時の対応について

ナルク(本部)事務局ボランティア保険担当（早野）宛に別紙「事故報告書兼（拠点代表）証明書」をFAXにて送信してください。
本部より「あいおいニッセイ同和損保」へ連絡し対応します。
5. 保険金請求時の主な必要書類
 - ①事故証明書（交通事故の場合）
 - ②診断書・診察券のコピー
 - ②拠点代表者の証明書
 - ④領収書
 - ⑤その他
6. 事故報告の流れ
NALC 会員 ⇔ NALC 拠点 ⇔ NALC 本部 ⇔ あいおいニッセイ同和損保
⇔ NALC 拠点または会員

制度実施者

NPO(特定非営利活動)法人
ニッポン・アクティブライフクラブ(NALC：ナルク)
〒540-0028 大阪府中央区常盤町2-1-8 FGビル大阪4F
電話 06-6941-5448 FAX06-6941-5130
ボランティア保険担当 早野

保険金額と補償の内容

	保険金の種類	保険金額	補償内容
傷 害 保 険	会員の死亡保険金	500 万円	会員が活動中、あるいは自宅と活動場所との往復途上で、急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり死亡された場合に補償される
	後遺障害保険金	死亡保険金額×所定の支払割合	
	入院保険金 (1日につき)	7,500 円 (180 日分限度)	・入院や通院は1日目から補償される ・他に加入している生命保険や健康保険加害者からの賠償金とは関係なく支払われる
	通院保険金 (1日につき)	3,500 円 (90 日分限度)	
	手術保険金	①入院中 入院保険金日額×10 ②①以外 入院保険金日額×5 *1 事故につき1回限度	
賠 償 責 任 保 険	第三者賠償責任	1 事故の保険期間中につき 2 億円を限度とする	活動中または活動の結果に起因する事故やナルクが所有・使用・管理する施設に起因する事故によって賠償責任を負った場合に補償される。会員間の賠償責任も補償される
	借りた物に対する賠償責任	1 事故につき 50 万円限度（現金は 10 万円）	使用・管理する他人の物（レンタル品や会員から借りた物等）の破損・紛失・盗難に関する賠償責任を補償される
	人格権侵害	1 事故につき 100 万円 1 人につき 50 万円限度	利用者に対する不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損プライバシーの侵害による賠償責任を補償される
	事故対応費用	1 事故 保険期間中 500 万円	活動中に対人事故が発生した場合、賠償責任の有無にかかわらず、事故担当者の派遣費用や訴訟対応費用が補償される
	見舞費用 (見舞金規定内)	死亡 50 万円限度 入院 2～10 万円 通院 1～5 万円	対人事故が発生した場合、賠償責任を負担することなしに習慣として支払った見舞金について補償される

*お支払いできない主な場合

- ①ナルク以外のボランティア活動中の事故
- ②会員またはこれらの代理人の故意による事故
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議等による事故
- ④会員の自殺行為・犯罪行為等による事故
- ⑤会員の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
- ⑥他覚症状のない、むち打ち症または腰痛
- ⑦会員の無資格運転・酒酔い運転による事故
- ⑧会員が乗用具（自転車を含む）を用いて競技等をしている間の事故
- ⑨ナルクの管理下でないプライベートタイムでの事故
- ⑩ [賠償責任保険] …ナルクの役員もしくは職務に従事中の職員に対する賠償責任
本人または配偶者と生計を共にする同居の親族及び別居の未婚の子

例えばこんな場合に補償されます

◎ナルク主催の行事(ハイキング・軽登山・野球大会・お祭り・バザー等)に参加した会員がけがをして入院または通院した。

答え：ナルクの活動目的の一つであり、ナルクの管理下にあるので会員は補償される。
また自宅から集合場所までの往路・帰路の事故についても補償の対象になる。但し通常考えられる経路での事故に限る。(他に加入している生命保険や健康保険、加害者からの見舞金、賠償金等とは関係なく支払われる)

◎会員がマイカーを使って利用者(サービス被提供者)を搬送中(カーボランティア)に車両事故により、利用者も会員も介助のための同乗者(会員)もケガをした。

答え：①自動車事故については「自動車保険」で対応する →
任意保険の保険会社にすぐに連絡すること
(自賠責保険と自動車任意保険で対応)
*対物賠償も「無制限」に加入を要す。
②自動車事故による活動会員のケガ(入・通院、手術等)は『ボランティア保険』からも補償される
③尚、たとえ会員であっても利用者の立場(送迎を依頼中)にある場合はボランティア保険の対象とはならない

◎会員が食中毒で入院した

答え：ナルクの活動中に食べたお弁当がもとで食中毒が発生、入通院した場合は、ナルクの活動中であり、入通院保険金が支払われる。…食中毒の特約付き

◎プライバシーを侵害したと訴えられた場合

ホームヘルプ先で見知ったことを、ついいうっかり他言したところ、プライバシーの侵害と訴えられ賠償責任が発生した。

答え：人格侵害の賠償金が支払われる

◎子供にケガをさせてしまった

子育て支援活動の野外教室で参加していた子供がケガをした。管理責任は問われなかったが見舞金を払うことになった。

答え：ナルク(本部)の見舞金規定内の適切な見舞金が支払われる

◎事故対応費用(自動車事故以外の事故)

会員の不手際により利用者に大けがが発生した。急遽スタッフを派遣して事後処理に当たらせることになった。

答え：派遣費用や現場保存費用等が支払われる

◎ナルクの活動中に地震が発生、ケガをした

答え：地震特約付きなので補償される

◎レンタル品を破損させた

答え：借用物の賠償保険金が支払われる